

國學院大學学術情報リポジトリ

《報告三》 民俗音楽研究の立場から福島県被災民俗 芸能の復興に取り組む

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上西, 律子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001095

《報告三》 民俗音楽研究の立場から福島県被災民俗芸能の復興に取り組む

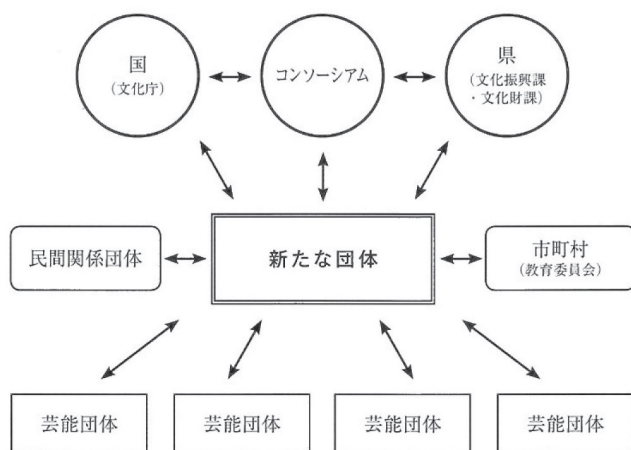
上 西 律 子

皆様こんにちは、上西律子です。私の専門とする研究は日本の民俗音楽学です。私は福島県の出身ではなく、大阪の堺に在住しておりますが、懸田弘訓先生から民俗芸能学会福島調査団に誘って頂き、東日本大震災の翌年、平成二十四年（二〇一二）から福島県内の浜通りと中通りを中心に福島の民俗芸能の被災調査に同行させて頂きました。

福島調査団の報告書では飯館村の執筆を担当しました。ご存知のように、飯館村は原発事故の直後から全村避難指示が発令されたところで、村民の皆さんはほぼ全員、村を離れざるを得ませんでした。そのため、飯館村の民俗芸能の担い手は散り散りになり、芸能をこれまで通りに行うことも叶わず、また避難指示が解除されても、放射能の残る村に幼い子供や家族を連れて帰ることができる人々も少なく、民俗音楽の復興もおぼつきませんでした。

その状況は特に福島の問題として十年経ってもそれほど解決していないのではないか





【図1】

と感じております。被災民俗芸能の調査も、散り散りになった芸能の担い手を捜して県内の福島市や伊達市、県外の宮城県仙台市や東京都、神奈川県まで赴き、聞き取り調査を行いました。避難した人々がいつの日か福島に帰還し、過去から継承してきた自分たちの大切な芸能を故郷の人々と共に再開し、楽しむことができるようになるのかどうか、そのために私たちは何ができるのか、本日はそういうことを少しお話ししてみたいと思います

「NPO民俗芸能を継承するふくしまの会」について

まず、私が所属しております「NPO法人民俗芸能を継承するふくしまの会」についてお話しします。まず震災直後の復興支援として「文化芸術による復興推進コンソーシアム」(<http://bgfsc.jp>)が立ち上がり、平成二十四年から平成二十七年まで活動しました。また先ほど、懸田先生からお話がありました「民俗芸能学会福島調査団」が、平成二十四年から平成二十六年の三年間にわたり活動していました。

『福島県域の無形民俗文化財被災調査報告書2011』

ワークの構築を進めています。

決のために助成金の取得や芸能団体のネット

ているということです。そういった課題の解

る機会や稽古するための時間や場所が不足し

たことは、民俗芸能を演じる場所、及び演じ

また、私が調査に何う中で一番に感じまし

手、指導者の育成の問題が出てきます。

成二十七年に「NPO法人民俗芸能を継承す

るふくしまの会」が発足しました【図1】。

震災から少し経って、漸く地域のことも考え

られるようになると、民俗芸能を復活させたい

と考えるようになります。その時に課題となる

のが、衣装や道具、楽器などのモノの確保、こ

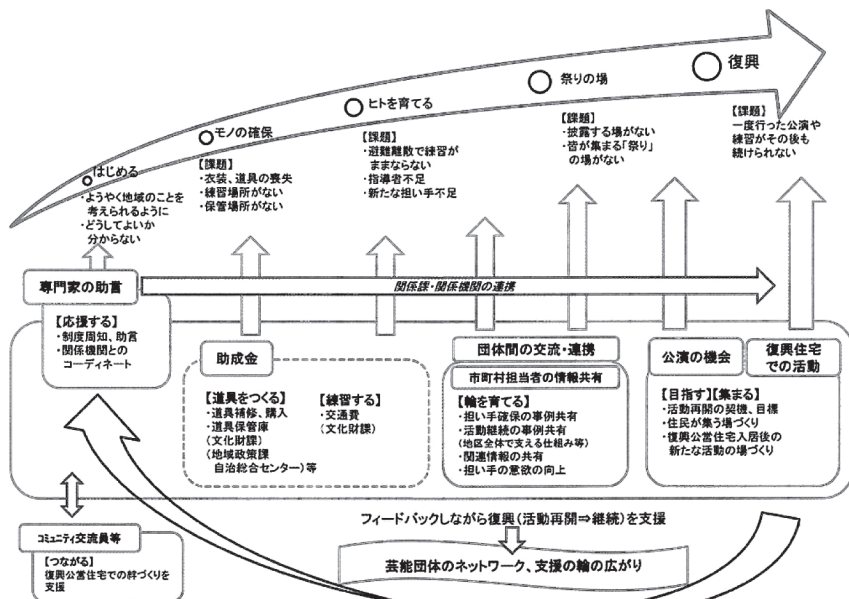
れがまず必要になります。それから継承や担い

2013」民俗芸能学会福島調査団編2014」

これらの活動の成果を基に文化庁や福島県

の文化振興課などが後押しをして、福島県内

の民俗芸能の保存会などを把握するために平



※H26・95庁内検討会(文化振興課、生涯学習課、地域政策課、生活振興課、文化財課、県文化振興財団)、民俗芸能学会、市町村教育委員会とアリアン等により作成

【図2】

【図2】は、復興に向けた取り組みを粘り強く続けていこうと、福島県文化振興課が考案した福島の民俗芸能復興へのイメージ図です。「NPO法人民俗芸能を継承するふくしまの会」は、このイメージ図に近い形で福島県の民俗芸能の復興支援のために活動しています。具体的な活動として、県からの委託事業として福島県民俗芸能サポート事業を実施しています。それから、民俗芸能保護団体への聴き取り調査と助言、各団体への助成事業の紹介、衣装や楽器等の購入、楽器の修理などの助成金に関する紹介といった取り組みをしています。また、芸能の継承を目的とした研修会の実施、県内の芸能保護団体の所在や代表者の行方の確認、文化庁の「地域文化財総合活用推進事業」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiki_kasseika/t03_sogokatsuyo/)の申請、その申請の記録作成、用具等整備事業などを行なっています。

NPOで活用している調査票【図3】は、民俗芸能学会福島調査団による調査で用いていた調査項目や内容を踏襲しており、地震・津波の被害状況、家屋の全壊や半壊等の倒壊状況、それから福島の場合は放射能の被害はどの程度だったのかを確認するものです。さらに芸能の用具は無事かどうか、楽器・衣装が残っているか、それらの道具の放射能被害の有無を確認しています。例えば、飯館村の場合は保管していた公民館に放射能が落ちてきましたので、その館内で大切に保管されていた獅子頭や衣装なども放射能を浴びてしまった事例がありました。

また、練習場所や芸能を演じる場所、御旅所、芸能団体の会員が無事かどうか会員の所在確認、震災後は芸能を復活することができたか、または今後復活できそうかどうか、そういったことを色々調査させて頂きました。この調査は現在のNPOの時より、以前の民俗芸能学会福島調査団の時の方が大変で、被災から間もないため遠慮しながら伺ったことを思い出します。特に放射能の被害ということが、他の宮城県や岩手県とは異なる点です。

こうした聞き取り調査の結果判明した、壊れた道具や使えなくなった衣装を新調したり、修理する費用を助成金で

工面したりと、練習再開やお祭りの再開に向けて具体的な応援をさせて頂くといった活動をしております。そして最後には支援が緊急を要するものや数年内に支援を要するもの、そういった現状をまとめていきます。「民俗芸能を継承するふくしまの会」のようなNPOによる活動の一つとして、先ほど懸田先生からもお話しを頂きましたが、子供たちに向けた民俗芸能の学びの機会や出合いの場所を作ることも行なっております。また、各種補助事業、支援事業への協力、震災から現在に至るまでの被災地における民俗芸能の再調査、継続的な記録作成と保存、後継者育成のための継続的な支援と立上げなどの活動も実施しています。

個別訪問調査票		
A 震災による被害や影響		
1.被災状況		
(1)地震による被災状況 ☐ 被害あり ☐ 被害なし		
・被災家屋	全壊 戸(棟)、半壊 戸(棟)	
・犠牲者数	人、行方不明 人(年 月現在)、内 保存会員 人	
(2)津波による被災状況 ☐ 被害あり ☐ 被害なし		
・被災家屋	全壊 戸(棟)、半壊 戸(棟)	
・犠牲者数	人、行方不明 人(年 月現在)、内 保存会員 人	
(3)放射能汚染による被災状況 ☐ 被害あり ☐ 被害なし		
・避難指示	当初 ☐ 帰還困難区域 ☐ 居住制限区域 ☐ 避難指示解除準備区域	
	現在 ☐ 解除済 ☐ 帰還困難区域 ☐ 居住制限区域 ☐ 避難指示解除準備区域	
・避難世帯数	世帯、	主な避難先
2.用具・器具などの被災状況 例：太鼓が〇台、破損して使えない。		
(1)被災した用具(種類と数量)		
(2)被災後の修理・新調(種類と数量)		
支援先 ☐ 文化庁 ☐ 福島県 ☐ 市町村 ☐ 民間団体(名称)		
3.練習場所や道具庫の保管施設の被災状況(公民館・集会所など)		
(1)施設名と使用目的		
(2)被災の状況		
(3)修理・再建の状況 平成 年 月 日修理 ☐ 再建		
資金支出先()		
3.演じる社寺や場所の被災状況 例：社寺、お祭り、祭連、道など。		
(1)被害状況		
(2)被災後の復旧		
B 芸能の現状		
1.芸能の練習、公開の現状(活動状況)		
(1)被災後最初に演じた(再興)年月日と場所		
(2)再興させた契機・動機/再興させようとする理由(震災後何を思い出して再興させたものを「再興」とする)		
(3)再興に導いた人・グループ/再興させようとしている人・グループ		
2.伝承団体の構成員など		
(1)震災前		
会員数	男子 人、女子 人、計 人	
主な年齢層	□20代 人、□30代 人、□40代 人、□50代 人、□60歳以上 人	
(2)震災後		
会員数	男子 人、女子 人、計 人	
主な年齢層	□20代 人、□30代 人、□40代 人、□50代 人、□60歳以上 人	
主な居住地と人数		
(3)震災後の組織(震災前と比較して変更点に留意)/会員確保の課題		
3.映像や写真の記録(震災前と震災後)		
4.公開や実施のために必要な物件		
(1)衣装や道具など		
(2)入手が困難なものとその理由		
C 支援策の希望(内容や希望金額など) 例：太鼓〇台が欲しい、道具の収納庫が収納庫、500万円は希望。		
D 今後の展望		
E 継続していくための課題(働き書き)		
F 課題に対する助言(数問Eに回答させる)		
G 評価(物的支援・助言の支援のための評価)		
A：緊急を要する		
B：数年内に支援を要する		
C：数年以上は安定している(とくに支援はない)		
A～Cの評価をしてください		
道具など 物品の支援	人的な面での 支援(助言)	実際に使用する 支援(助言)
評価の理由/備考		

【図3】個別訪問調査票



【図4】福島県田村市の位置

被災民俗芸能と向き合う民俗音楽の手法と事例

～三輪神社の太々神楽の奏楽の復興～

「民俗芸能を継承するふくしまの会」による活動の一つとして、私は平成二十九年（二〇一七）三月から福島県田村市船引町にある三輪神社の太々神楽保存会へ調査に向かいました。本日は芸能復興の事例の一つとして、この保存会の状況と芸能の復活についてお話ししたいと思います。

ご承知のように福島県は大変広く、三つに区分されます。海沿いの浜通り地方、磐梯山や猪苗代湖を有する会津地方、その中間に位置する中通り地方に区分され、田村市は中通り地方に位置しています【図4】。田村市で調査をしますと、地震の被害や原発事故の被害は殆どありませんでした。むしろ、浜通り地方からの避難者を受け入れていたとお話を伺いました。しかし聴き取り調査を続けていきますと、いろいろな難題があり太々神楽の継承が難しくなっているということが分かりました。

まず一つ目に、これまで奏楽を担ってきた方々が高齢化し奏



【写真1】剣舞（三輪神社太々神楽保存会所蔵ビデオ映像より）

楽の笛の演奏が困難になっている、ということですよ。二つ目は、長老様（高齢の笛の奏者たち）に習いたくても指導が不可能な状況になっている、ということです。次いで三つ目は、衣装が古くなり使用できない、そういった問題が出てきています。

衣装については助成金により新調が可能となり、その衣装を着けて春の例大祭を迎えられることとなりました。そして保存会の中から、この機会にきちんとした演奏で演じたいという気持ちで芽生え、練習に取り組んでいきました。しかし練習を重ねても長老様たちから例大祭での演奏の許可を頂けませんでした。そこで私はもしかしたらと思い、「過去のビデオや録音、映像の記録はありませんか」とお尋ねしました。そうすると、保存のために過去の人たちが残してくれたビデオが出てきました。それが今から見て頂く映像です。

【写真1】これは太刀を持って舞いますので、「剣舞」といいます。見つかった映像がいつの時代のことなのか分からず、昭和だということしか分かっておりません。このビデオ映像から私が民俗音楽学の方法で笛の演奏部分を楽譜にしました



【図5】 三輪神社太々神楽「剣舞」の笛の採譜
(上西律子採譜)



【写真2】 三輪神社太々神楽保存会の笛の練習風景
(笛指導：田中桂氏)

【図5】。こうして平成三十年（二〇一八）の十二月から猛練習が始まりました。笛の指導はNPOの会員で、いわき市で活動されている田中桂さんをお願いしました。田中さんは毎週のように仕事の後、いわき市から田村市に通い、二時間にわたって保存会員に音の出し方から指使いなどをご指導下さいました【写真2】。それを受けて、保存会会員が一生懸命、熱心に練習を始めました。

やがて笛の練習につけてもらえようになりました【写真3】。これは拝殿で演じる本番の並び方で稽古し

ています。それではもう一

度映像を流します。【写真4】は太鼓と笛の演奏に舞が入った形で懸田先生が舞の指導をされているところです。これは三月の様子ですが、本番は四月です。本当に丹念にお稽古されまして、皆さん上手になられました。四月七日当日は衣装も新品で迎えることができました。

さて、この三輪神社の神

と能舞に分かれているのかということや、採物が非常に重要な神事的な役割を果たすのか、福島でも神職さんが神楽をやっていたのかなど、色々な興味が湧いてきました。それで先ほどの三輪神社の太々神楽の担い手の方と話しますと、何の舞に使うのか分からない鏡の形をした採物が出てきました。これは過去に演じられなくなった、倭姫の採物だということが分かりました。その映像が先ほど紹介した古いビデオ映像にも残されていました。



【写真3】 三輪神社太々神楽保存会の太鼓と笛の練習風景



【写真4】 三輪神社太々神楽保存会の稽古
(舞指導：懸田弘訓氏)

楽は太々神楽と呼ばれております。実は福島に通うようになって初めて知ったのですが、福島では普通、神楽といえますと獅子神楽のことを指すようで、私たちが一般的に思い浮かべるような神楽は太々神楽と呼ばれています。福島の神楽は主に太々神楽と獅子神楽に分類されます。そして福島の出雲系神楽は太々神楽・代々神楽・十二神楽・大和舞といわれています。

本田安次先生が分類された出雲流神楽と福島の出雲系について考えますと、この福島の太々神楽も七座舞

私はこのように三輪神社の皆さんのやる気があれば、この倭姫も笛と太鼓を再興し、舞を練習して鏡を直し、三輪神社に奉納できるのではないかと思います。福島の太々神楽の担い手の方々は、自分たちの神楽が遠く出雲に繋がっているということをご存知なのだろうか、知って頂ければさらに元気が湧くだろうなと思いました。

出雲系神楽を学ぶ

そこで福島の皆さんと出雲系神楽について学び、ご自分たちの芸能にさらに誇りを持つて頂きたいと思ひまして、出雲の方を招いて出雲系神楽の勉強会を開きました。令和二年（二〇二〇）二月一日、今から一年程前ですが、郡山市で福島県民俗芸能復興サポート事業（地区説明会・民俗芸能講座・個別訪問・民俗芸能公演の支援・「ふるさとの祭り」代表者交流会等が活動の内容です）、民俗芸能継承者研修会として、「出雲系神楽を学ぶ」というイベント、勉強会を開催しました。内容としては、私の師匠であります「NPO民俗芸能を継承するふくしまの会」顧問の小島美子先生から「出雲系神楽について」、懸田先生から「ふくしまの出雲系神楽の現状」についての講義を頂き、「八槻の都々古別神楽の実演」、「出雲神楽の実演（奏楽・七座神事の鈴の舞）」、島根県雲南市幡屋の幡屋神社の波多野竹彦宮司による「出雲神楽継承の取り組みと魅力」の講演、波多野宮司の指導による「神楽笛の練習会」が行なわれました。波多野宮司と息子さんの光紀さんによる、出雲神楽の本場の笛と太鼓の演奏と舞を皆さんに見て頂くことができました。当日は八十名近くの太々神楽の継承者の方が福島県内からお集まり下さり、これは過去に当NPOが企画した研究会では最高の参加者数でした。

出雲神楽を通して、刀・幣・鈴・扇・神などの採物が持つ意味や、出雲神楽の特徴である、面を付けない舞と面を付けた舞の意味など、福島の出雲神楽の継承者の皆さんは非常に興味を持って下さいました。そして自分たちの抛り

所になっている太々神楽の根幹のようなもの、「自分たちの神楽がこの出雲の神楽と繋がっているのだ」と、そういったことを感じて頂いた勉強会となりました。

民俗芸能は、人々の心の拠り所です。その拠り所を失くしてしまったままでは「心の復興」は成り立ちません。その拠り所を自分たちで取り戻すための取り組みなのだ、という姿勢が必要なのだと感じています。具体的に「心の復興」に対してビジョンが持てるかどうか、そのビジョンを持つためのお手伝いができるかどうかということだと私は思っています。お手伝いしたいと思ってその場所に伺うわけですが、実際には外から通う私が逆に教えて頂くことばかりです。しかし、そういった外からの風、例えば出雲神楽の方に来て頂いて本場の出雲神楽を見た、そういった経験は非常に良いことではないかなと思います。

被災民俗芸能と向き合い続ける中での課題

また、懸田先生のお話にもありましたが、「記録」と「保存」、いつか故郷に帰還する人々のために記録が残せればと思います。噂によりますと懸田先生のお宅には宝物のような古い昔の福島県全域の民俗芸能の映像記録があると伺っております。是非、そういった映像を活用して、福島の人たちが自分たちの民俗芸能をもう一度取り戻していく、私は楽譜にすることくらいはできませんが、そういったことを当NPOの人たちと一緒に続けたいと思っています。もう一つ、これも懸田先生からお話が出ましたが、継承者を育てるための工夫として大切なことが、子供たちを民俗芸能に誘うこと、学校教育に民俗芸能を取り入れることです。懸田先生からご紹介がありましたように、飯館村の中学校でも田植踊を行っていましたが、子供たちは非常に熱心に取り組んでいます。

そしてこのような継承の問題を、私は日本全体の民俗芸能が抱える問題として捉えたいと思っています。高齢化や

少子化、後継者不足、それらの問題に対して具体的にどのような取り組みでいくか、福島は被災地ですけれども、この福島における民俗芸能復興の手法が日本全体の民俗芸能継承のモデル、お手本となっていけば幸いです。そのための一つのメソッドを考えていきたいと思います。以上で私の報告を終わります。